

資料

〔地方法人課税のあり方の見直し〕

平成23年12月19日

総務省・財務省

地方法人課税のあり方の見直し

1. 成案で決定された方針等

- 「地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。」

- 地方法人特別税等に関する暫定措置法（抄）
（趣旨）
第1条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。）の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

(参考1) 全国知事会のほか、東京都をはじめ減収になる地方団体等からも、地方法人特別税・譲与税の廃止等について要請あり。

①全国知事会「平成24年度税財政等に関する提案(平成23年10月)」(抄)

1 社会保障と税の一体改革(5) 地方法人特別税

地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置として導入されたものであり、税制抜本改革による地方消費税の引上げ等により、地域間の偏在性が少なく安定性の高い地方税体系の確立が図られる際には、それに対応して、その廃止等を図ることを基本として検討すべきである。

②東京都「平成24年度国の予算編成に対する東京都の提案要求(平成23年11月)」(抄)

1 法人事業税の不合理な暫定措置の即時撤廃

そもそも法人事業税は、法人の事業活動と地方自治体の公共サービスとの幅広い受益関係に着目した税であり、これを国が他地域に再配分することは、受益と負担の観点から見て、不合理であるばかりか、憲法の定める地方自治を国自ら侵害することに他ならない。

2. 改革の方向性

- 地方法人特別税・譲与税(H20 創設)は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す必要がある。
- 一体改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講じる必要があるのではないか。
- その際には、これまでの偏在是正の方策に関する提言等も参考にしながら、国・地方の税制全体を通じた幅広い検討をする必要があるのではないか。

(参考2) 審議会の意見

①地方財政審議会「今後目指すべき地方税財政の方向と平成24年度の地方税財政への対応についての意見」

(平成23年12月16日) (抄)

第一 今後目指すべき地方税財政の方向

3 社会保障・税一体改革への対応

(3) 地方法人課税のあり方の見直し

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、地方税の譲与税化であり地方税源充実の方向に反するうえ、その恒久化や更なる規模の拡大は、地方税の根本原則である受益と負担の関係を曖昧にする。社会保障・税一体改革による地方消費税の充実と同時に廃止すべきである。

その際には、安定的な地方税の充実や地域間の地方税収の偏在是正を行う観点から、消費税の地方交付税分を地方消費税へ、必要額の地方法人課税を国の法人税の地方交付税分へ、それぞれ移管する税源交換を行うことを検討すべきである。

②財政制度等審議会財政制度分科会「財政の健全化に向けた考え方について」(平成23年12月9日) (抄)

3 財政健全化に向けて必要とされる取組

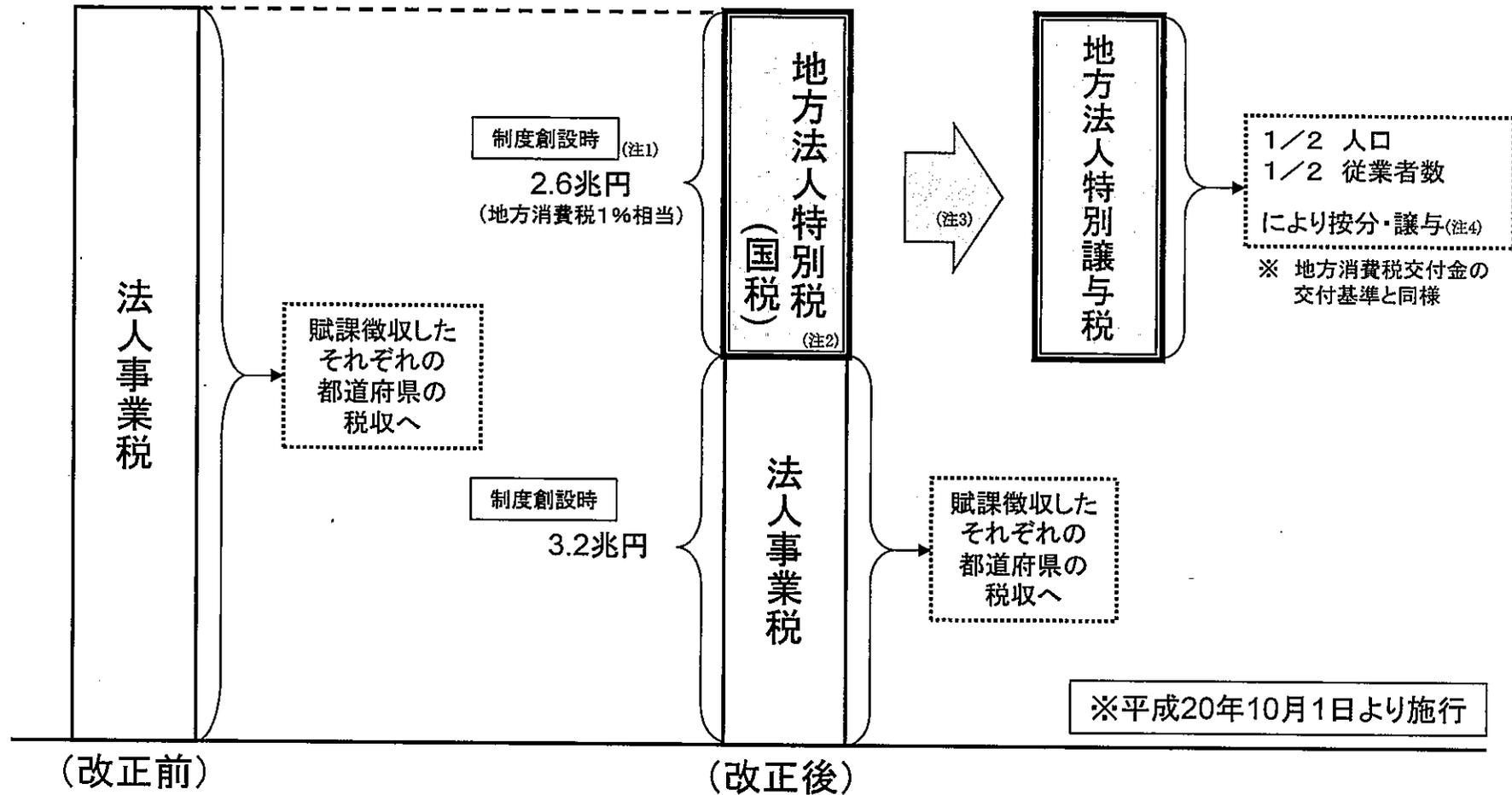
(2) 歳出削減及び歳入増加による財政健全化

②地方財政分野における歳出削減

偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、既存の地方法人特別税制度も活用しつつ、地方税の仕組みの中で不交付団体を含めた財政調整を行うことを検討する必要がある。具体的には、例えば「財政調整目的税」のような形で地方団体間の財政調整のコストを地方税として可視化し、縮小・限定された財源保障機能の分離を図りつつ、法定率分を含めた地方交付税制度をこのような地方税としての財政調整システムに収斂させることも将来の選択肢の一つであり、この点からも「国が関与しない財政調整の仕組みを検討すべき。」との政策仕分けでの提言を踏まえていく必要がある。

参 考 资 料

地方法人特別税・譲与税について



- (注) 1 制度創設（平成20年度改正）時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模（平年度化後）。なお、平成23年度当初の税収見込みをもととした場合は、その規模は1.6兆円（平年度化後）に縮小すると見込まれる。
- 2 地方法人特別税（国税）は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。
- 3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分）。
- 4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。